

条 例 等 議 案 関 係

議案番号	議案名	内 容
報 告 第 1 8 号	家庭教育支援 の推進に関する 施策の報告 について	くまもと家庭教育支援条例（平成 2 4 年熊本県条例第 8 8 号）第 1 1 条の規定に基づく令和 4 年度（2 0 2 2 年度）の熊本県におけ る家庭教育支援の推進に関する施策の報告

条例施行日：平成 2 5 年 4 月 1 日

推進体制：平成 2 5 年度に「くまもと家庭教育支援条例関係課連絡会議」を設置し、年 2 回開催。（現在、総務部、健康福祉部、環境生活部、教育庁、警察本部の 5 部局 1 8 課で構成）

1 令和 3 年度（2 0 2 1 年度）の主な取組みと成果

本県の家庭教育支援の推進に向け、5 部局 1 8 課で 6 8 施策に取り組んだ。主なものは以下のとおり。

（1）親としての学びを支援する学習機会の提供（第 1 2 条関係）4 部局 5 課 6 施策

保護者が家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことについて学ぶことを支援する学習方法の開発及び普及を行うとともに、学習機会の提供を行う。

○肥後っ子をまもる保護者教室（生活安全企画課）

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、これまでの集合による保護者教室開催が困難な状況下において、SNS に起因する子供の非行や被害防止を目的とした動画「オンラインゲーム編」を新たに制作し、他 5 本の動画と併せて県警公式動画チャンネル等で配信（総再生・閲覧回数 9, 690 回）。

また、保護者向け啓発冊子「スマホに弱い大人の教科書」を県内全ての中学 1 年生（約 16, 000 人）の保護者に配布するとともに県警ホームページに掲載し情報発信を行った。

（2）親になるための学びの推進（第 1 3 条関係）4 部局 5 課 6 施策

子どもたちが家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になることについて学ぶことを支援する学習方法の開発及び普及を行うとともに、学習機会の提供を行う。

○思春期からの性と生を育む事業（子ども未来課）

県内の高校で、保健医療の現場に携わる講師（産婦人科医師、助産師等）による講演会を実施し、生徒、保護者及び関係者に正しい性と生を育む知識の普及を図った。各教室へリモート配信による講演形式とする等、新型コロナウイルス感染拡大防止に留意して実施（15 校、参加者 5, 184 人）。また、思春期相談窓口周知カードを県内全高校生（約 47, 000 人）に配布。

（3）人材養成（第 1 4 条関係）3 部局 7 課 1 4 施策

指導者、教員、保育士等を対象とした研修会や講習を行う等、家庭教育を支援する人材の養成及び資質の向上を図る。

○情報安全出前講座（教育政策課）

携帯電話やスマートフォン、コミュニティサイト等の安全利用等について、学校と家庭が

連携して日常的に継続した指導ができるよう、学校やPTA等が主催する研修会等において情報安全に関する講話を行うことができる情報安全ファシリテータを育成し、講師として派遣した（ファシリテータ 20 人、派遣箇所 42 団体、参加者 4,020 人）。

（４）家庭、学校、地域住民等の連携した活動の推進（第 15 条関係） 3 部局 7 課 1 4 施策

子育ての支援を行う機関に対する補助、地域の人材を活用した家庭教育支援を行うなど、家庭教育の関係者が相互に連携し、協力して取り組む家庭教育活動を支援する。

○地域と学校の連携・協働体制構築費補助事業（地域における学習支援、体験活動）
（社会教育課）

家庭での学習が困難であり、学習習慣が十分に身につけていない子供たちへの学習支援（地域未来塾 28 市町村 57 ヶ所）や学校や家庭だけでは行えない体験活動（放課後子供教室 33 市町村 78 教室）を地域の教育力を活用して実施した。

（５）相談体制の整備及び充実（第 16 条関係） 5 部局 7 課 1 1 施策

家庭教育に悩む人たちを対象として、電話相談、面接相談等の相談体制の整備及び充実を図る。

○スクールカウンセラー活用事業（学校安全・安心推進課）

小中学校、教育事務所等及び県立中・県立高校に、臨床心理士等のスクールカウンセラーの配置や派遣を行い、児童生徒や保護者及び教員からの相談等を行い、不登校やいじめ等をはじめとする課題解決を図った。また、教育相談専門員派遣制度により緊急性の高い相談への対応を行った。（相談者数 21,383 人（児童生徒 13,747 人 保護者 3,520 人 教員 3344 人 その他 772 人））

（６）広報及び啓発（第 17 条関係） 4 部局 8 課 1 7 施策

家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うとともに、教育における家庭の果たす役割及び責任の重要性について、県民の理解を深める広報及び啓発を行う。

○熊本県青少年育成県民運動推進事業費交付金のうち「家庭の日」あったか家族コンクールの実施（くらしの安全推進課）

「家族で過ごした思い出」をテーマに「絵につき」部門に 1,566 点（小学校低学年 746 点、高学年 820 点）。「フォトにつき」部門に 1,106 点の応募があった。また、令和 3 年度は、「インターネットを安全に使うための家庭のルール」をテーマに「私たちの 1 か条」部門を新設し取り組んだ。（応募数 1,811 点）

<令和 3 年度の成果>

コロナ禍により減少している親の学びの機会を支援する学習機会の提供と心のケアや不安解消のための相談体制の整備と充実に取り組んだ。

1 コロナ禍における親としての学びを支援する学習機会の提供

（１）コロナ禍における学習機会の提供として、啓発動画の配信など、オンラインによる学習機会の提供。（県警公式動画チャンネル：9,690 回、オンライン「親の学び」講座：4,414 回、くまもと子育て応援プロジェクトオンラインイベント：再生回数 1,915 回）

（２）関係各課が連携し、保護者向けの啓発冊子の作成や配布。

2 コロナ禍における心のケアや不安解消のための相談体制の整備と充実

- (1) 子育てや家庭環境等に関する相談を目的とした「家庭教育電話相談事業」による相談体制の充実。
- (2) 学校を拠点とした児童生徒、保護者の不安や悩みに対応するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した相談体制の充実。

2 令和4年度（2022度）の主な施策

本県の家庭教育支援の推進に向け、5部局18課で71施策に取り組む。主なものは次のとおり。

(1) 親としての学びを支援する学習機会の提供（第12条関係）4部局5課6施策

対面型の「親の学び」講座を園や学校、PTA等で機会をとらえて実施するとともに、オンデマンドやオンラインでの講座、資料配布など様々な方法を工夫し、保護者が親として学ぶ機会を提供する。また、学校の教職員や保護者が、スマートフォン等の安全利用について学ぶ「情報安全出前講座」や「消費生活に関する学習会」の開催、少年の非行防止及び健全育成に対する家庭の役割の認識を高める「肥後っ子をまもる保護者教室」等の開催を促す。

(2) 親になるための学びの推進（第13条関係）4部局5課6施策

中高校生が、生徒間のコミュニケーションを通して自立や将来親になることについて学ぶ「親の学び」次世代編講座の更なる普及に取り組む。また、高校における「思春期からの性と生を育む事業」の実施や若年層への食の安全に係る学習機会の提供、私立幼稚園における高校生の保育体験の受入れや私立中学・高校における保育体験の推進に取り組む。

(3) 人材養成（第14条関係）3部局7課15施策

地域での「親の学び」講座をファシリテートする「親の学び」トレーナーの人材育成に、市町村と連携して取り組む。また、保育団体と連携し、保育士が児童虐待防止や発達障がい等について学びを深める「現任保育士等研修」の開催や「幼児教育アドバイザー」を県内の認定こども園、幼稚園、保育園に派遣し、園内研修等をとおして幼児教育の質の向上を図る。

(4) 家庭、学校、地域住民等の連携した活動の推進（第15条関係）3部局7課14施策

生活保護、生活困窮世帯の子供に対し、塾形式及びSNS等を活用した学習支援や家庭訪問による生活習慣、育成環境の改善等子供や世帯の自立を促進する。また、家庭の事情や不安等を抱え学習に支障を来しているひとり親家庭等の子供たちを対象に、「地域の学習教室」を実施する。さらに、「学校等警察連絡協議会」による関係機関の連携に取り組む。

(5) 相談体制の整備及び充実（第16条関係）5部局7課12施策

子育て中の保護者を対象とした「家庭教育電話相談」や少年や保護者から少年の非行、犯罪被害等に関する相談に対応する「肥後っ子テレホン」、様々な悩みの相談窓口である「男女共同

参画相談室らいふ」、ニート、ひきこもり、不登校等、様々な悩みや課題を抱える子供や若者をサポートするワンストップ窓口を設置する「熊本県子ども・若者総合相談センター事業」等、相談体制の整備を図る。また、「スクールカウンセラー」や「スクールソーシャルワーカー」の派遣等、相談体制の充実を図る。

（６）広報及び啓発（第１７条関係）４部局１０課１８施策

家庭教育を支援する社会的気運を醸成するため、「くまもと家庭教育支援チーム」への登録を促す。また、家庭教育支援功労者及び優良団体を表彰する「家庭教育支援関係者フォーラム」の開催、「家庭の日」の普及と「あったか家族コンクール」に取り組む。さらに、「子ども輝き条例」や「肥後っ子の日」をはじめ、様々な子育てに関する情報を広く提供する。また、「家庭から暴力をなくすキャンペーン」を関係課連携して行う。

＜令和４年度の取組み＞

コロナ禍においても、オンラインやオンデマンドによる講座など多様な家庭教育支援を実施するとともに、コロナ禍、ウィズコロナ下における家庭教育を支援する人材育成と社会的気運の醸成に取り組む。

１ 学習機会の減少による情報不足とつながりの希薄化への対応

- （１）家庭教育支援を必要とする子育て世代をターゲットにホームページによる発信、動画配信、オンライン講座等の学習機会の提供に努める。
- （２）コロナ禍、ウィズコロナ下に対応した新たな学習形態の普及と啓発を行い、保護者同士のつながりの再構築を図る。
- （３）行政が発行する冊子やチラシ、ポスターなどを保護者に届け、情報発信を行う。

２ 家庭教育を支援する人材育成と社会的気運の醸成

- （１）「親の学び」トレーナー等に対し、コロナ禍、ウィズコロナ下における活動方法の研修を行い地域での活動を促進する。
- （２）子育てや家庭教育を支援する「くまもと家庭教育支援チーム」の登録促進や「家庭の日」の普及と「あったか家族コンクール」等の実施による、家庭教育を支援する社会的気運の醸成。

３ 条例関係課の連携

- （１）各課の取組みの周知や啓発資料の配布やイベント等での連携強化。